第5を削る。

第6中「(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。)」を削り、第6の1(1)の表中

(栃　木)		
宇都宮	47	0.1
日　光	47	0.01
大田原	47	0.01
(群　馬)		
前　橋	37	0.1
沼　田	37	0.005
(埼　玉)		

を

(埼　玉)		
銚　子	34 51	0.01

に、

銚　子	51	0.01

に改め、同表注1を次のように改める。

（注１）　総合放送（広域放送）を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

第6の1(1)の表注2を削り、同表注3中「。この場合において、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年７月25日からとする」を削り、同注を同表注2とし、同1(2)の表中

渡　島	18	0.5

を

渡　島	18 29	0.5

に、

秋　田	15 48	

	1	

を

秋　田	48	1

に改め、「(注３)」を削り、

沼　田		
岡　谷	55 47	

沼　田	37	0.005

沼　田 下仁田	37 37	0.005 0.01

に、

五　條	26 52	0.01

岡　谷	47	0.02

を

新　宮	23 44	0.01

五　條	52	0.01

に、

西ノ島	23 35	0.03

西ノ島	35	

江　津	56 48	0.03

江　津	48	0.03

萩	56 48	0.1

萩	48	0.1

長　門		
須　佐	56 36	

長　門	41	0.03

須　佐	36	0.01

八幡浜	59 24	0.01

八幡浜	24	0.01

に改め、同表注を次のように改める。

㈱　周波数（チャンネル番号）の欄中、上下２段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号）を表す。この場合において、一関を送信場所とする中継局にあっては、上段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成25年３月31日までに限る。

第6の1(3)の表中

秋　田	13 50	1
能　代	53 45	0.01

を

秋　田	50	1
能　代	45	0.01

に、

沼　田	26	0.005

を

沼　田 下仁田	26 26	0.005 0.01

に、

銚　子		
小田原	26 34	

	26 39	0.01

を

銚　子	39	0.01

に、

七　尾	53 44	0.05

	0.01	

を

小田原	34	0.01

に、

岡　谷	57 38	0.02

を

七　尾	44	0.05

を

岡　谷		
五　條	13 50	0.01

五　條	50	

	38	0.02

に、

新　宮	13 46	0.01

	0.01	

を

新　宮	46	0.01

に、

萩		
長　門	58 45	

西ノ島	22 30	0.03

を

西ノ島	30	0.03

に、

	58 52	0.1

を

萩	52	0.1

に、

八幡浜	56 30	0.01

	0.03	

を

長　門	45	0.03

に、

諫　早	13 51	0.01

	51	0.01

を

八幡浜	30	0.01

に改め、同表注を次のように改める。

㈱　周波数（チャンネル番号）の欄中、上下２段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号）を表す。